

鳥取市ともに目指す！担い手強化支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市ともに目指す！担い手強化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、意欲ある農業者等が行う生産額や経営規模の拡大、低コスト化等を目指す取り組みについての計画（以下「プラン」という。）の実現を支援することにより、元気な農業者等を育成するとともに中核農家の更なるステップアップを後押しし、地域農業の振興と活性化を図ることを目的として交付する。

（補助対象事業）

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1又は別表2の第1欄に掲げる事業とする。

（補助対象事業者）

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表1又は別表2の第2欄に掲げる者とする。

（補助金の交付）

- 第5条 本補助金は、別表1又は別表2の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）にそれぞれの表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とそれぞれの表の第5欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。
- 2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内業者への発注に努めなければならない。
 - 3 補助対象経費が工事請負費及び委託料の場合は、県内事業者が施工及び実施したもの限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市長が認めた場合については、この限りでない。
 - 4 ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した者は、園芸施設共済、民間の建物共済又は損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。

（交付申請）

- 第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
 - 3 市長は、前項の規定による交付申請を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変

更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第速やかに、様式第2号により市長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第11条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(利用状況等の報告)

第12条 補助事業者は、プランに掲げた目標の達成状況、補助対象事業により導入した機械等の利用状況等を県要領別記様式2によって市長が別に定めるところにより報告するものとする。

2 前項の報告は、ともに目指す!担い手強化支援事業実施要領(令和6年3月22日付第202400001327号鳥取県農林水産部長通知。以下「県要領」という。)に基づき認定された期間の最終日の属する年度の翌年度まで行うものとする。ただし、当該認定に係る目標に対する実績が7割に満たない場合は、補助対象事業により導入した機械等の耐用年数

まで報告の期間を延長するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月5日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

2 県要領に基づき認定されたプランについては、本要綱別表1第1欄の担い手強化支援事業を適用するものとし、がんばる農家プラン事業実施要領（平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知。以下「旧県要領」という。）に基づき認定されたプランについては、本要綱別表2第1欄の農家プラン支援事業を適用するものとする。ただし、プラン期間中に、県要領14に基づき、制度移行に係る申出を行った場合は、本要綱別表1第1欄の担い手強化支援事業に移行することができるものとする。

(鳥取市がんばる農家プラン事業費補助金交付要綱の廃止)

3 鳥取市がんばる農家プラン事業費補助金交付要綱（平成24年4月1日制定）は、廃止する。

別表 1 (第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費 (上限)	4 補助率	5 補助 上限額
担い手強化支援 事業				
(1) 通常タイプ	県要領 2 の (1) に掲げるもののいずれかに該当するもので 6 の (2) に基づいて認定されたプラン (以下「認定プラン」という。) において県が支援すべきものと位置づけた事業 (以下「支援事業」という。) を実施する者 ※ジャンプアップタイプの活用は、1 補助対象事業者につき 1 回限りとする。	認定プランに沿って行う、農業分野 (特用林産物を含む。)、畜産分野 (養豚、養鶏) 及び耕畜連携に関する機械施設整備等に要する経費とする。 なお、不動産 (土地、建築物) の購入、土地基盤の整備に関するもの及び新たな有機 J A S 認定を取得又は有機 J A S 既認定事業者が認定を維持することに関するものは対象外とする。 個人の農業者 12,000 千円 任意組織 (構成員が 10 名以下、規約を有する組織)、農業を営む法人 24,000 千円	1 / 2	個人: 6,000 千円 法人等: 12,000 千円
(2) ジャンプアップタイプ		以下の要件を満たし、ジャンプアップタイプとして認定を受けたプランの場合、プラン期間 3 年のうち 1 年に限り、補助対象経費上限額及び補助上限額を右欄のとおり引き上げる。 ア) 農産物販売額 3,000 万円以上を目指すプランであること イ) 現状の農産物販売額が 1,500 万円以上であること 個人の農業者 24,000 千円 任意組織 (構成員が 10 名以下、規約を有する組織)、農業を営む法人 48,000 千円 ※残る 2 年は通常タイプと同額		個人: 12,000 千円 法人等: 24,000 千円
(3) 追加支援	県要領 2 の (1) に掲げるもののいずれかに該当するもので認定プランにおいて支援事	国事業支援要綱の別表の第 1 欄に掲げる対象事業 1 又は 2 の同表第 3 欄に掲げる経費に 2 分の 1 を乗じた額のうち、国事業支援要綱の国費見込み額を減じた額を補助対象経費とする。	10 / 10	個人: 6,000 千円 法人等:

	業を実施する者のうち、鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱（（令和4年6月7日付第202200054193号）鳥取県農林水産部長通知。以下「国事業支援要綱」という。）別表の第1欄に掲げる対象事業1又は2の事業を行う者	個人の農業者 6,000 千円 任意組織（構成員が10名以下、規約を有する組織）、農業を営む法人 12,000千円 ※ジャンプアップタイプとして認定を受けたプランの場合、3年のうち1年に限り2倍額		12,000千円
--	--	---	--	----------

別表 2（第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 間接補助対象経費 (上限)	4 補助率	5 補助 上限額
農家プラン支援 事業 〔旧制度の継続 事業〕				
(1) 基本支 援	旧県要領 2 の (1) に掲げるもの のいずれかに該当するもので 6 の (2) に基づいて認定され たプラン（以下「旧認定プラン 」という。）において県が支援 すべきものと位置づけた事業（ 以下「支援事業」という。）を 実施する者	旧認定プランに沿って行う、農業分野（特用林産物を含む。 ）、畜産分野（養豚、養鶏）及び耕畜連携に関する機械施設 整備等に要する経費とする。 なお、土地基盤の整備に関するもの及び新たな有機 J A S 認 定を取得又は有機 J A S 既認定事業者が認定を維持すること に関するものは対象外とする。 〔個人の農業者 9,000 千円 任意組織（構成員が 10 名以下、規約を有する組織）、農業を営 む法人 21,000 千円〕	1 / 2	個人： 4,500 千円 法人等： 10,500 千円
(2) 追加支 援	旧県要領 2 の (1) に掲げるもの のいずれかに該当するもので 旧認定プランにおいて支援事業 を実施する者のうち、鳥取県農 地利用効率化等支援事業費補助 金交付要綱（（令和 4 年 6 月 7 日付第 202200054193 号）鳥取県 農林水産部長通知。以下「国事 業支援要綱」という。）別表の 第 1 欄に掲げる対象事業 1 又は 2 の事業を行う者	国事業支援要綱の別表の第 1 欄に掲げる対象事業 1 又は 2 の同 表第 3 欄に掲げる経費に 2 分の 1 を乗じた額のうち、国事業支 援要綱の国費見込み額を減じた額を補助対象経費とする。 〔個人の農業者 4,500 千円 任意組織（構成員が 10 名以下、規約を有する組織）、農業を営 む法人 10,500 千円〕	10 / 10	

様式第1号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市ともに目指す！担い手強化支援事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 プラン名

2 事業実施主体名

3 事業実施方針

4 対象事業

※いずれかに○をすること。

（1）担い手強化支援事業（通常タイプ・ジャンプアップタイプ・追加支援）

（2）農家プラン支援事業（基本支援・追加支援）

5 事業の内容

種 目・項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
		合 計	円	

（注）種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している（導入した）機械・施設等の名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。

6 事業費の内訳

事業種目	事業費	内 訳		備考
		市補助金	その他	
	円	円	円	
合 計				

7 収支予算（決算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	県費 市費
その他					
合 計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

8 事業完了（予定）年月日

9 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）

10 園芸施設共済等への加入状況

（加入済・今後加入予定（月 日）・対象施設を導入しない）

※ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入すること。

11 他の補助金の活用

（１）活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること

（２）活用補助金の概要

※活用がある場合は、補助金名やその事業内容、該当補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

（３）その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（整備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

1 2 消費税の取り扱い

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

1 3 融資担保の有無 (有 ・ 無)

※事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。

1 4 添付資料等

- (1) 「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し。(農業を営む法人、任意組織の場合)
- (2) 事業費の詳細がわかる資料(見積書、領収書、売買契約書の写し等)
- (3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料。
- (4) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が自らの農業経営になぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。
- (5) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番のわかる資料、農地・建築等に関する関連法令等(農地法、農振法等)の手続がわかる資料
- (6) ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書類の写し

別紙 1

種目・項目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

年 月 日

鳥取市長 様

事業実施主体 住 所
氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度仕入控除税額確定額報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった鳥取市ともに目指す！担い手強化支援事業費補助金について、鳥取市ともに目指す！担い手強化支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類（別紙2）
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

別紙 2

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ				非課税仕入れ	合 計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳							

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法